

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第6号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年香川県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給職)</p> <p>第2条 給与条例第7条の3第1項第1号の人事委員会規則で定める職は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第4条 給与条例第7条の3第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9条に規定する職員のほか、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 第2条第1項に規定する職に同条第2項に規定する職から異動した</p>	<p>(支給職)</p> <p>第2条 給与条例第7条の3第1項第1号の人事委員会規則で定める職は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職で次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 離島その他のへき地に所在する公署に置かれる職で採用による欠員の補充が著しく困難であると人事委員会が認めるもの</u></p> <p><u>(2) 人口が少ない市又は町村に所在する公署に置かれる職で採用による欠員の補充が相当困難であると人事委員会が認めるもの</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる職以外の職で、給与条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署(同項の人事委員会規則で定める公署を除く。)に置かれるもの又は同条の規定による地域手当の級地が5級地若しくは6級地とされる地域に所在する公署(当該級地が1級地、2級地、3級地又は4級地とされる公署を除く。)若しくは当該級地が5級地若しくは6級地とされる公署に置かれるもの</u></p> <p><u>(4) 第1号及び第2号に掲げる職以外の職で給与条例第9条の2の規定による地域手当の級地が4級地とされる地域に所在する公署(当該級地が1級地、2級地又は3級地とされる公署を除く。)又は当該級地が4級地とされる公署に置かれるもの</u></p> <p><u>(5) 第1号及び第2号に掲げる職以外の職で給与条例第9条の2の規定による地域手当の級地が1級地、2級地若しくは3級地とされる地域に所在する公署又は当該級地が1級地、2級地若しくは3級地とされる公署に置かれるもの</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第4条 給与条例第7条の3第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9条に規定する職員のほか、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 第2条第1項に規定する職に同項各号に掲げる職の区分を異にして</p>

職員及び同項に規定する職に同条第1項に規定する職から異動した職員

(2)・(3) 略

別表第1 (第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員	略
1 年 未 満	306,000	略
1 年 以 上 2 年 未 満	306,000	略
2 年 以 上 3 年 未 満	306,000	略
3 年 以 上 4 年 未 満	306,000	略
4 年 以 上 5 年 未 満	306,000	略
5 年 以 上 6 年 未 満	306,000	略
6 年 以 上 7 年 未 満	306,000	略
7 年 以 上 8 年 未 満	306,000	略
8 年 以 上 9 年 未 満	306,000	略
9 年 以 上 10 年 未 満	306,000	略
10 年 以 上 11 年 未 満	306,000	略
11 年 以 上 12 年 未 満	306,000	略
12 年 以 上 13 年 未 満	306,000	略
13 年 以 上 14 年 未 満	306,000	略
14 年 以 上 15 年 未 満	306,000	略
15 年 以 上 16 年 未 満	306,000	略
16 年 以 上 17 年 未 満	302,700	略
17 年 以 上 18 年 未 満	299,400	略
18 年 以 上 19 年 未 満	296,100	略
19 年 以 上 20 年 未 満	292,800	略
20 年 以 上 21 年 未 満	289,500	略
21 年 以 上 22 年 未 満	275,800	略
22 年 以 上 23 年 未 満	261,800	略
23 年 以 上 24 年 未 満	248,400	略
24 年 以 上 25 年 未 満	234,600	略
25 年 以 上 26 年 未 満	221,000	略
26 年 以 上 27 年 未 満	203,400	略
27 年 以 上 28 年 未 満	186,400	略
28 年 以 上 29 年 未 満	169,200	略
29 年 以 上 30 年 未 満	151,600	略
30 年 以 上 31 年 未 満	133,700	略
31 年 以 上 32 年 未 満	115,500	略
32 年 以 上 33 年 未 満	97,700	略
33 年 以 上 34 年 未 満	71,700	略

異動し、又は同条第2項に規定する職から異動した職員及び同項に規定する職に同条第1項に規定する職から異動した職員

(2)・(3) 略

別表第1 (第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					略
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
1 年 以 上 2 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
2 年 以 上 3 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
3 年 以 上 4 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
4 年 以 上 5 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
5 年 以 上 6 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
6 年 以 上 7 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
7 年 以 上 8 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
8 年 以 上 9 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
9 年 以 上 10 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
10 年 以 上 11 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
11 年 以 上 12 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
12 年 以 上 13 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
13 年 以 上 14 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
14 年 以 上 15 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
15 年 以 上 16 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	略
16 年 以 上 17 年 未 満	302,500	264,500	212,700	156,500	98,500	略
17 年 以 上 18 年 未 満	298,100	260,500	209,400	153,900	96,900	略
18 年 以 上 19 年 未 満	293,700	256,500	206,100	151,300	95,300	略
19 年 以 上 20 年 未 満	289,300	252,500	202,800	148,700	93,700	略
20 年 以 上 21 年 未 満	284,900	248,500	199,500	146,100	92,100	略
21 年 以 上 22 年 未 満	273,000	238,600	192,200	140,500	88,800	略
22 年 以 上 23 年 未 満	260,800	228,500	184,700	135,200	85,100	略
23 年 以 上 24 年 未 満	249,000	218,800	177,700	129,600	81,900	略
24 年 以 上 25 年 未 満	237,100	208,800	170,300	124,300	78,200	略
25 年 以 上 26 年 未 満	225,100	198,900	163,100	118,900	74,900	略
26 年 以 上 27 年 未 満	210,000	185,200	152,000	111,100	70,000	略
27 年 以 上 28 年 未 満	195,200	171,800	141,400	103,200	65,500	略
28 年 以 上 29 年 未 満	180,300	158,400	130,600	95,400	61,100	略
29 年 以 上 30 年 未 満	165,100	144,700	119,500	87,600	56,200	略
30 年 以 上 31 年 未 満	147,800	129,800	108,000	79,100	51,500	略
31 年 以 上 32 年 未 満	130,400	114,800	96,200	70,700	46,400	略
32 年 以 上 33 年 未 満	113,300	100,100	84,800	62,000	41,900	略
33 年 以 上 34 年 未 満	82,800	75,300	65,300	49,400	33,800	略

34年以上35年未満 | 47,500 |

備考

1・2 略

34年以上35年未満 | 55,000 | 52,500 | 47,500 | 37,500 | 26,500 |

備考

1・2 略

3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号に掲げる職を占める職員を、「2種」とは同項第2号に掲げる職を占める職員を、「3種」とは同項第3号に掲げる職を占める職員を、「4種」とは同項第4号に掲げる職を占める職員を、「5種」とは同項第5号に掲げる職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。